



# 安全安心はまず 住まいの地震対策から

地震に対する備えを行うため、昭和56年5月以前に完成した住宅は、まずは

無料耐震診断を受け、耐震性をチェックしてみましょう。

建築課 ☎(582)1139 ☎(582)3284

## 1 木造住宅無料耐震診断を受けましょう

対象建築物 次の要件をすべて満たすもの

- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に着工され、完成している建物。
- ②延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用に供されていること。
- ③階数が2以下で延べ床面積が300平方メートル以下。
- ④木造軸組工法による建築物で、枠組壁工法または丸太組工法によるものでないこと。
- ⑤大臣などの特別な認定を得た工法による建築物でないこと。
- ⑥過去に守山市が実施した耐震診断を受けていないもの。

☑市内に住所があり、対象建築物を有する人

☑先着10棟

☑9月末までに建築課へお申し込みください。耐震診断員を派遣します。

## 2 木造住宅耐震改修概算費用(補強案)を作成します

耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅について、総合評点0.7以上に補強するための補強案およびその概算費用内訳書を無料で作成します。

対象建築物 ①の要件に加え、総合評点が0.7未満の木造住宅

☑☑を同時に申し込む人



## 3 耐震改修あるいは解体(除却)して地震に備えましょう

耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅の所有者に工事費用の一部を補助します。

### 木造住宅耐震改修事業補助金

対象建築物 ②(左ページ)と同様

☑下記のすべてを満たす人

- ・市内に住所があり、対象物件を有する人
- ・市税などの滞納がない人
- ・過去にこの補助金を受けたことがない人

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で耐震改修工事を行うことにより、総合評点が0.7以上となるもの。

②設計者および工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録されていること。

③交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約を締結することです。契約や工事着手後の申請は受け付けできません)。

④11月末までに交付申請を行い、令和3年3月20日までに工事が完了すること。

☑予算の範囲内(先着順)

詳しくは建築課へお問い合わせください。

補助金額(1件あたり)

補助対象経費 (耐震改修工事費)	基本補助額	加算項目(加算補助額)							最大補助額 ※2
		居住者に高齢者(満65歳以上の人)を含む世帯	高齢者のみの世帯	設計・施工ともに市内業者	緊急輸送道路等沿いの住宅で一定の条件を備えるもの	避難経路バリアフリー化※1	子育て世帯(居住者に中学生までの子を含む場合)	内覧会の開催	
50万円超~100万円以下	25万円	+5万円	-	+5万円	-	-	-	-	35万円
100万円超~200万円以下	50万円	+5万円	+5万円	+5万円	+5万円	20% 【上限】+5万円	+5万円	+5万円	80万円
200万円超~300万円以下	75万円	+10万円	+10万円	+10万円	+10万円	20% 【上限】+10万円	+10万円	+10万円	135万円
300万円超	100万円	+20万円	+10万円	+10万円	+10万円	20% 【上限】+10万円	+10万円	+10万円	170万円

※1は避難経路となる廊下などのバリアフリー化(段差解消や手すり設置など)工事費の20%以内(上限あり)。

※2「高齢者のみの世帯」と「子育て世帯」の併用不可。

### 木造住宅耐震対策除却事業補助金

対象建築物 ②(左ページ)と同様

☑市内に住所があり、対象建築物を有する人(市税などの滞納がないこと)

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で除却工事を行うもの。
- ②耐震改修工事を検討したことが分かるもの(改修工事の設計図書と工事内訳書が必要)
- ③設計者および工事施工者が、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録されていること。
- ④交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約を締結することです。契約や工事着手後の申請は受け付けできません)。

⑤11月末までに交付申請を行い、令和3年3月20日までに工事が完了すること。

補助金額

補助対象経費	基本補助額
50万円超~100万円以下	10万円
100万円超~200万円以下	20万円
200万円超~300万円以下	40万円
300万円超	60万円

☑予算の範囲内(先着順)

詳しくは建築課へお問い合わせください。

## クルちゃんのつぶやき

No.76

トレイ類として出せるのは  
☑マークがあるものだけだよ  
危険品が混ざると、大事故になるよ



4月13日、トレイ類のごみに電池類と思われる危険品が混入しており、再生処理工場内で火災が発生しました。

今後は、このようなことが起こらないよう、分別ルールを守ってください。

乾電池は各集積所に設置されている乾電池回収ボックスに随時出してください。

また、マスクはトレイ類ではなく「焼却ごみ」として出してください。



ごみ出しメモ：トレイ類は汚れを落として出し、汚れが残らないものは破碎ごみで出してください。

ごみ減量推進課

☎・☎(582)1121 ☎(583)3911

## ブロック塀などの撤去・軽量なフェンスの新設に補助金を交付

対象となるブロック塀など コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、組積造(石、レンガなど)の塀などで下記のすべての条件を満たすもの

- ・地面からの高さが80cm以上あること。
- ・道路または公園に面し、倒壊による被害が道路などにおよぶ恐れがあるもの。

補助対象者 市内にあるブロック塀の所有者(工事の契約者)で、市税などを滞納していない人

対象となる工事および補助金額

- ・ブロック塀などを撤去する場合、費用の2/3(限度額15万円)。
- ・ブロック塀などを撤去し、軽量なフェンスなど(フェンス、板塀、生垣など軽量なもので、基礎などの高さが40cm以下のもの)を新設する場合、費用の2/3(限度額25万円)。

※1. いずれも1,000円未満切り捨て。

※2. 道路後退などの必要な処置を行うことが条件。

☑予算の範囲内(先着順)

☑申請書類など必要書類を直接持参。詳しくは下記へお問い合わせください。

☑工事に着手する14日前までに交付申請を行ってください。工事着手後の受け付けはできません。

建築課 ☎(582)1139 ☎(582)3284